

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	八千代市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.yachiyo.chiba.jp/shisei/category00000506.html

執行機関名 八千代市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して行う援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年八千代市条例第28号)第4条第1項別表第一で、教育委員会が行う事務のうち「経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して行う援助に関する事務であって規則で定めるもの」
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	八千代市要保護及び準要保護児童生徒援助費事務要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等に寄与することを目的とする。</u>	第1条 この要綱は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第3項、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)、学校給食法(昭和29年法律第160号)等の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して行う援助に関し必要な事項を定め、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		八千代市要保護及び準要保護児童生徒援助費事務要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	八千代市要保護及び準要保護児童生徒援助費事務要綱第4条第1項第2号
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金(同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。)の受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して行う援助(ただし医療費は除く。)の認定に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	八千代市要保護及び準要保護児童生徒援助費事務要綱第4条第1項第2号別表1(2), (3)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る市町村民税情報
備考		